

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 菜 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	下東条地区 (小田上町川北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 22 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の総面積は概ね27haであり、農用地の大部分は基盤整備が完了している。
- ・農家戸数は約30戸あり、農業従事者の7割以上が60才以上と周辺地域と同様に営農における高齢化が進んでいる。
- ・耕作規模別では、5ha以上が1戸、1ha以上5ha未満が7戸、0.5ha以上1ha未満が4戸、その他の者が全て0.5ha未満となる。
- ・現在、集団営農への取組がなく、自作経営が中心となっている。農業機械等の共同利用はない。
- ・保全管理田が増えつつある。
- ・ため池、農道、水路などの土地改良施設が老朽化しており、補修更新が大きな負担となっている。
- ・将来の営農意向については、規模縮小又は廃業を考える農家が約半数あり、地域農業の持続性確保の観点から、認定農業者など営農の担い手となり得る経営体への農地の流動化が必要となっている。10年後の地域農業については、多数の者が「耕作放棄地の増加」、「農業従事者の高齢化」、「営農の担い手不足」について、危惧している。一方で、地域農業の担い手として、集落内の大規模農家、営農組合（現在未組織）および新規青年就農者への期待が高い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基本的には各農家において、現状の営農を維持していくものとする。
- ・規模縮小又は離農等で生じる未利用農地や整備済みの保全管理農地については、地域内の大規模農家や認定農業者への集積を進め、農地の保全と有効利用を図る。農地の集積には、農地バンクを活用する。
- ・他方で、地域密着型の農業支援サービス事業者による農業受託サービスを活用することで、地域営農を安定化を進める。
- ・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺で集団化した農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地域に介在又は隣接する農地は保全管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模縮小又は離農等で生じる未利用農地や整備済みの保全管理農地については、地域内の大規模農家や認定農業者への集積を進め、農地の保全と有効利用を図る。 ・農地の貸し借りにあたっては、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)における農地の集積の際には、基本的に農地バンクを活用しながら利用権の設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に管理していく。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外から、認定農業者や新規就農者など多様な経営体を募り、地域営農の新たな担い手農家を確保・育成する。 ・新たな担い手農家の育成については、県、市及びJAと連携しながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)の内容を主たる取組事項としながら、地域密着型の農業支援サービス事業者による農作業受託サービスを適切に活用し、農用地の有効利用を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①イノシシ等による鳥獣被害が頻発していることから、侵入防止柵の設置だけでなく、定期的な点検を行うことで適切に維持管理を行い被害を低減する。また、新たな捕獲人材を発掘し、地域で育成していく。</p> <p>③離農等による未利用農地の受け皿となる認定農業者について、生産性向上やコスト低減につながる公的補助制度の活用を支援する。地域営農の新たな担い手農家の確保・育成にあたっては、当該地域での営農の定着と経営基盤強化を図るため、スマート農業の導入などにつながる公的補助制度の活用を支援する。</p> <p>⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。</p>				